

NPO法人のイロハ（決算編）

Q.1 NPO法人の「決算」とはどのようなことですか？

A.1 決算とは1年間の収益・費用を計算し、利益や損失を計算することをいいます。NPO法人は、1年間の会計処理内容の検証・確認をし、期日内に申告と納税をする義務があります。納税までを含めて決算ということもあります。

Q.2 決算はどのように進めればいいですか？

A.2 まず、決算をおこなう前に、帳簿や契約書、定款、予算書、などを確認することが大切です。これらの決算関連書類をそろえた上で、検証・確認した後に決算作業をおこないましょう。決算の流れとしては、①決算事務②監事監査③理事会の承認④総会の承認⑤税務申告となります。また、事業報告書を所轄庁へ提出する期限が、事業年度終了後3か月以内であるのに対し、税務申告を税務署へ提出する期限は、事業年度終了後2か月以内でありますので、両者の提出期限を混同しないようにご注意ください。

Q.3 「資産の総額の登記」とは何ですか？

A.3 決算承認後、NPO法人は事業年度終了後2か月以内に、事業年度末日の資産の総額を法務局に登記しなければなりません。「資産の総額」とは、資産合計金額から負債合計金額を差し引いた正味財産のことを言います。資産の総額に変更がある場合は、「資産総額の変更登記」を行います。登記は主たる事務所の所在地と従たる事務所の所在地とも、事業年度終了後2か月以内に各所轄の法務局で行います。詳しくはお近くの法務局にお問い合わせください。

